



| | |
|--------------|---|
| Title | 韓国保護国化をめぐる国際関係史1902-05 : イギリスの対韓・対日政策を中心として |
| Author(s) | 片山, 慶隆 |
| Citation | |
| Issue Date | 2005-10 |
| Type | Technical Report |
| Text Version | publ isher |
| URL | http://hdl.handle.net/10086/16018 |
| Right | |

DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

008

韓国保護国化をめぐる国際関係史 1902-05

～イギリスの対韓・対日政策を中心として～

片山 慶隆

October 2005



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

韓国保護国化をめぐる国際関係史 1902-05

～イギリスの対韓・対日政策を中心として～

片山 慶隆

COE フェロー

一 はじめに

本論文では、1902年1月の日英同盟成立時から、日本が韓国¹を保護国化した1905年11月の第二次日韓協約までの国際関係史、特にイギリスの対韓・対日政策を主とした研究対象とする。この時期は、日本が英米露による国際的な韓国支配の「承認」を得て、韓国の外交権を奪ったという意味で決定的な意味を持っており、日本による朝鮮半島支配の起点として重要である。もちろん、保護国化が直線的に併合への道を開いたわけではないが、以後、ハグ密使事件のような例外的な事例を除くと、国際関係において韓国問題は「解決」したとして、列強の注目を浴びることは少なくなった。この時期を国際関係史として研究する意義、殊に日本の同盟国イギリスの対韓政策を検討する重要性はここにある。

しかし、すでに日韓関係史の研究蓄積はきわめて多く存在するにもかかわらず²、以上のような視点から韓国保護国化にいたる過程を研究したものは比較的少ない。その中で注目すべきものとして、森山茂徳氏、具汰列氏、鄭晋錫氏、イアン・ニッシュ (Ian. H. Nish) 氏、長田彰文氏の研究がある。

¹ この時期に、地域名称としての朝鮮半島に存在した国家は、「大韓帝国」(1897～1910年)を国号として採用していたので、名称は「韓国」で統一する。ただし、国号を変更する1897年10月12日以前の記述では「朝鮮」を、地域名称としては、日本での慣例に従い、「朝鮮半島」を使用した。対韓認識のように略称を用いた場合は、1897年10月12日以前の記述でも、便宜上、韓の字を用いた。

² 近年の代表的な成果として、海野福寿『韓国併合史の研究』(岩波書店、2000年)がある。

森山氏は、豊富な一次史料と二次文献を使用した一連の画期的な研究で、併合に至るまでの韓国をめぐる国際関係史を描き³、具氏および鄭氏は、『大韓毎日申報』を中心に置きながら、日韓英の外交政策も分析している⁴。また、ニッシュ氏は、イギリスの対日政策・日英同盟に関する研究において日英同盟交渉や日露開戦前の交渉を詳細に分析しており⁵、長田氏は、韓国併合までの優れた韓米関係史研究の中で、韓国が寄せる期待をアメリカが裏切っていく姿を示した⁶。だが、いずれの研究もこの時期のイギリスの対韓・対日政策を詳細に分析しているものではなく、日本による韓国保護国化の過程で日英同盟がどのような役割を果たしたのかが明らかではない。

そこで、本論文では、以上のような研究をふまえながらも、主にイギリスの史料を使用して、国際関係史の視点から研究を行なった。特に、同盟国として日本に協力あるいは牽制を行なったイギリスが、いかなる論理で日本の韓国支配を認めたのかを明らかにした。イギリスは植民地支配における「エジプト・モデル」や「文明の進歩」という思想が対韓政策において一種の軸となったが、もちろんこのようなイデオロギーは自国の政策を正当化するためのレトリックにも転化することがあった。そして、日本は、19世紀後半から、基本的にきわめて「パワー・ポリティクス・モデル」に基づいた外交を行なっていたが⁷、対

³ 森山茂徳「明治政治史における朝鮮問題」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』所収、山川出版社、1985年)、森山茂徳『近代日韓関係史研究』(東京大学出版会、1987年)、森山茂徳『日韓併合』(吉川弘文館、1992年)。

⁴ 具汝列『帝国主義と言論—裏説—大韓毎日申報および韓・英・日関係—』(ソウル、梨花女子大学校出版部、1986年)、鄭晋錫『大韓毎日申報と裏説—韓国問題に対する英日外交—』(ソウル、ナナム、1987年)。なお、具汝列『韓国国際関係史研究』全2巻(ソウル、歴史批評社、1995年)は、通史であるため、この時期の記述は簡単に触れるのみである。

⁵ Ian. H. Nish, *The Anglo-Japanese Alliance: The Diplomacy of Two Island Empires 1894-1907*, The Athlone Press, 1966, Second edition 1985., Ian. H. Nish, *The Origins of the Russo-Japanese War*, Longman, 1985.

⁶ 長田彰文『セオドア・ルーズベルトと韓国』(未来社、1992年)。

⁷ 「軍事力の行使またはその行使の可能性を前提とした、相互不信と相互脅迫の認識のもとに対抗的な相互作用を展開する主権国家間関係の総体として、国際政治の特色をとらえる

韓政策においては英米の支持を得るためもあり、「文明的な支配」を行なう姿勢を見せたのである。

さらに、文明の進歩や支配のあり方という問題は、日本が朝鮮半島において、武力による直接支配を行なう「公式帝国」か、あるいは、主に経済進出で影響力を拡大する「非公式帝国」か、そのどちらかを選択する岐路でもあった⁸。これが、後の日本と英米の関係にどのような影響を与えるのかについても論じることにはしたい。

二 日英同盟の成立と韓国

1900～1901年の義和団事件以後、ロシアの満州占領が続いたことによって、日本ではロシアの南下政策に対する懸念が高まっていた。このような状況の中で成立したのが、第一次桂太郎内閣である。1901年4月には、林董駐英公使とランズダウン(Henry Lansdowne)外相との非公式会談で日英同盟交渉は開始されていたが⁹、6月に成立した第一次桂内閣は、政権発足当初からイギリスとの同盟と韓国保護国化を目標として掲げていた¹⁰。

その後、同盟交渉は具体的な段階に入り、10月16日に行なわれた第1回公式交渉では、

認識枠組み」を「パワー・ポリティクス・モデル」とする。田中孝彦「パワー・ポリティクスの変容と冷戦—冷戦の終焉が意味するもの」(鴨武彦編集『講座世紀間の世界政治第5巻パワー・ポリティクスの変容』所収、日本評論社、1994年)、77頁参照。

⁸ 「非公式帝国」と「公式帝国」については、John Gallagher and Ronald Robinson, “*The Imperialism of Free Trade*,” in WM. Roger Louis ed., *Imperialism: The Robinson and Gallagher Controversy*, New York, 1976. 参照。

⁹ 1901年4月17日付加藤高明宛林董電報「日英両国間に或る永久的協定成立に関し英外相の意向打診の件」、外務省編纂『日本外交文書』第34巻(日本国際連合協会、1956年)、7-9頁。なお、同盟交渉研究は数多くあるが、Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*, 伊藤之雄『立憲国家と日露戦争—外交と内政 1898～1905—』(木鐸社、2000年)、千葉功「満韓不可分論=満韓交換論の形成と多角的同盟・協商網の模索」(『史学雑誌』第105編第7号、1996年)が代表的なものである。

¹⁰ 宇野俊一校注『桂太郎自伝』(平凡社、1993年。原著は1902年に口述筆記)、255頁。

ランズダウンに日本の希望を問われた林は、「常に韓国に於ける自己の利益を維持し他国をして之を妨害せしめたるに在り」と答えたが¹¹、他国とは具体的にはロシアのことで、重要な韓国の利益をロシアから守ることが生死の問題であると述べている¹²。林が清国の領土保全と門戸開放を支持する点では日英の目的は同じであると主張していたこともあり¹³、ランズダウンは当初、日本の韓国に関する希望に応じる手段をいくつか見つけたいと考えており¹⁴、30日に交わした林との会話でも韓国問題で寛容な姿勢を示していた¹⁵。

だが、次第に韓国での「行動の自由」を主張する日本政府に対して¹⁶、イギリス政府が韓国をめぐる日本とロシアとの戦争にイギリスが巻き込まれることを警戒したことも一因となり¹⁷、交渉は紛糾した。結局、同盟の適用範囲をインドや東南アジアにまで広げようとした要求をイギリスが撤回したこともあり、韓国に関しては、日本が韓国に「政治上並に商業上及工業上格段に利益を有する」との表現に落ち着いて、1902年1月30日に締結された日英同盟には「行動の自由」は明記されなかったのである。

このように日本は、何より重視した韓国問題で「行動の自由」こそ否定されたが、「格段に利益を有する」ことが認められたことにより、対韓政策での選択肢が広がったと考えたことは間違いないであろう。しかし、イギリスは、日本を東アジアにおける海軍力の肩代わりとしながらロシアを牽制し、清国にお

¹¹ 1901年10月17日付小村寿太郎宛林董電報「同盟問題に就き英外相と第一回公然会談の件」、前掲『日本外交文書』第34巻、37頁。

¹² Lansdowne to Whitehead, October 16 1901, G. P. Gooch and Harold. Temperley eds., *British Documents on the Origins of the War, 1898-1914* (His Majesty's Stationary Office, London, 1927), vol II, pp.96-98. (以下、*BD*)

¹³ *Ibid.*

¹⁴ Lansdowne to MacDonald, October 29 1901, *BD* II, p.98.

¹⁵ Lansdowne to MacDonald, November 1 1901, *BD* II, p.99.

¹⁶ 例えば、1901年12月17日付小村寿太郎宛林董電報「同盟協約我が修正案に関し商議の件」、前掲『日本外交文書』第34巻、80-81頁。

¹⁷ Lansdowne to MacDonald, December 16 1901, *BD* II, pp.103-104.

る權益を守ることが同盟の役割だとして¹⁸、韓国については思惑が異なっていた。それをよく示すのが、2月15日にランズダウン外相がジョーダン（John N. Jordan）駐韓イギリス公使に送った訓令である。ランズダウンは、この訓令の中で、韓国の役人の大部分は無能力で、かつ信頼できないが、私は、韓国の独立を脅かし、韓国の利益や列強の正当な権利と矛盾した譲歩を獲得しようとする陰險な進出に対して韓国政府が抵抗する勇気を持ち、新しい協定の存在によってその勇気が強められることを希望していると記している¹⁹。つまり、ランズダウンは、現状の韓国には問題があるとしながらも、それを克服して独立を確かなものにさせ、これ以上の列強による進出に抵抗すること、そして、日英同盟はその抵抗を助ける存在であることを願ったのである。

イギリスは同盟交渉の段階から、日本が執拗に抱く韓国進出への野心を非常に警戒し、協約で「韓国における自由行動」を日本に認めるといふ文面を何とか避けることが出来た。だが、それだけでは安心出来なかったために、同盟締結後も韓国を助けながら日本の対韓政策を牽制しようと考えたのであろう。日英同盟によって、日本は、韓国における影響力拡大を志向していたが、イギリスは日本の侵略を抑え、韓国の独立を援助しようと考えていた。いわば、日英同盟は韓国をめぐる、当初から同床異夢だったと言える。

このようなイギリスの姿勢は、アメリカのヘイ（John Hay）国務長官が、高平小五郎駐米公使の通告に対して、「東亜問題に関する米国の意向」は、日英同盟と同じく「常に現状の維持と機会均等を主眼」とするので、この協約の目的は「米国の期望したる所と全然協合する」と、自身の唱えた門戸開放・機会均等原則が守られていることに深い満足を示したと著しい対照をなしている

¹⁸ Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*を参照。

¹⁹ Lansdowne to Jordan, February 15 1902, *BD* II, p.129.

20。

それでは、前述したようなランズダウンの訓令がイギリスの対韓政策にどのように反映されたのかを以下に見ていくことにしよう。

三 日露開戦までのイギリスによる対韓政策の展開

(1) ジョーダン公使の対韓認識

1902年4月には、露清満州還付条約成立によってロシアの段階的満州撤兵が約束されたこともあり、日露開戦の危機が迫るまでの東アジアは大国間関係が「安定」していたが、この時期のイギリスによる対韓政策はどのようなものであったのであろうか。

ジョーダン公使は、2月にランズダウンから受けた訓令を実践する機会を狙っているかのように、いくつかの興味深い感想を漏らしている。

彼は、5月11日に、京義鉄道の一部の線が開通したことを記念して開かれた、京義鉄道株式会社が主催するセレモニーに参加したが²¹、ここには、林権助駐韓日本公使や李容翊農商工大臣も出席していた。ジョーダンは、京義鉄道の事業を進める日本人は、新しい鉄道を隣人の土地で建設することに対して、信念のみがあつて、痛みを感じていない。韓国人が十分な時間をかけて教育や経験から学んで、自分自身で発展できるようになることを望むとの感想を記している²²。

²⁰ 石井菊次郎「日英協約交渉始末」、前掲『日本外交文書』第35巻、89頁(1902年5月6日付小村寿太郎宛林董電報「日英同盟協約締結始末書一部送付の件」附記)。なお、バック(Alfred E. Buck)駐日アメリカ公使は、同盟公表をヘイに知らせたが、同盟は議会で非常に好評だったと記している以外は、特別な感想は窺えない。Buck to Hay, February 12 1902, *Despatches from United States Ministers to Japan, Microcopies*(National Archives, Washington, 1949), No.133, Roll 76.(以下、*Despatches, Japan, Microcopies*)、および、Buck to Hay, February 13 1902, *Despatches, Japan, Microcopies*, No.133, Roll 76.

²¹ Jordan to Lansdowne, May 11, 1902, *Great Britain Foreign Office: Confidential Print China, 1848-1914, Microfilm F. O. 405. Affairs of Corea* (Great Britain Public Record Office, London), vol.15, Reel.129. No. 27. (以下、*F. O. China, Microfilm*).

²² *Ibid.*

また、11月19日には、韓国でのイギリス商品の流通は、韓国人自身が売って利益にしても良いと、韓国人自らの手で経済を発展させていくことに期待するよ
うな報告も行なっている²³。

もともと、彼は済物浦では日本人も含めた外国人によって、全体の貿易量が増加しており、それを非常に望ましいことと見なすなど、開港地での貿易を含む経済発展が見られれば、それが外国人によるものであっても喜ぶような側面が存在しており²⁴、日本人に対して敵意を持っていたわけではない。

それでは、彼はどのような朝鮮半島の状態が理想と考えていたのであろうか。それを示すのが韓国中立化構想に対する態度である。スコット (Charles S. Scott) 駐露イギリス大使は、ロシア政府から、日本・ロシア・イギリス・アメリカによる韓国中立化構想が提出されたことをランズダウン外相に伝えた²⁵。この報告を受けたジョーダン²⁶は、1903年2月2日に林駐韓公使と韓国中立化構想の実現に向けて意見を交換したが、林は2年前の提案と同様に拒否をすと答えた²⁷。ロシアと韓国に関して協力をするのは無理であると林公使に構想を否定され、ジョーダンは非常に失望している。

このようなエピソードを考えると、彼は以下のように考えていたと思われる。

ジョーダンは、ランズダウンから韓国の独立を維持せよとの訓令を受けて以来、韓国での発展が韓国人自身の手で成し遂げられることを望んでいた。そして、彼は、日本にもロシアにも協力することなく、韓国の独立が維持出来るよ

²³ Jordan to Lansdowne, November 19, 1902, *F. O. China, Microfilm*, vol.16, Reel.137. No. 1.

²⁴ Jordan to Lansdowne, June 14, 1902, *F. O. China, Microfilm*, vol.15, Reel.129. No. 29. および同封された報告書である Report on the General Foreign Settlement at Chemulpo.

²⁵ Scott to Lansdowne, December 25, 1902, *F. O. China, Microfilm*, vol.15, Reel.129. No. 40.

²⁶ Lansdowne to Jordan, January 20, 1903, *F. O. China, Microfilm*, vol.16, Reel.137. No. 3.

²⁷ Jordan to Lansdowne, February 20, 1903, *F. O. China, Microfilm*, vol.16, Reel.137. No. 5.

うな一種の「勢力均衡」状態を朝鮮半島で望んでいたと思われる。それは、韓国中立化構想に関して見せた林の拒否に対して失望を示しているように、この地域が中立化することで列強が合意することに期待をかけたことにも表れていた。もちろん、このような朝鮮半島の安定状態を望むのは、順調な経済活動が維持できるから望ましいという側面もあったであろう。

(2) 日露戦争への道と戦争回避努力

1903年4月、ロシアが満州還付条約で定められた第二次撤兵を実施せず、日露間の緊張は高まった。韓国・満州における勢力圏を決めるために8月以降に再開された日露交渉では²⁸、なかなか意見の一致を見ず、意見対立が続いた。ここでは、戦争になれば最も危険な状態に陥る韓国に対するイギリスの政策を、戦争回避努力とともに検討することにしたい。

5月29日にジョーダン²⁹は、韓国にいる日本人は商業上・産業上の利益促進のために韓国人に物品を与え、商業上の影響力拡大を政治上の優越促進のてこに出来るが、一方で義和団事件以降、満州を占領しているロシアの韓国進出も避け難いという分析をしている²⁹。

ジョーダンは、韓国政府がロシア進出に抗議した文書を翻訳したものをランズダウンに送っており³⁰、ロシア寄りの態度は採っていなかった。確かにこの時期、ロシアの軍人が鴨緑江で森林を伐採する事件が起こっており、これはスコットも栗野慎一郎駐露日本公使も問題視していた³¹。だが一方で、日英同盟の関

²⁸ 日露交渉に関する代表的な研究として、伊藤、前掲書、千葉功「日露交渉—日露開戦原因の再検討」(『年報・近代日本研究』第18号、山川出版社、1996年)がある。

²⁹ Jordan to Lansdowne, May 29, 1903, *F. O. China, Microfilm*, vol.16, Reel.137. No. 63.

³⁰ Jordan to Lansdowne, June 3, 1903, *F. O. China, Microfilm*, vol.16, Reel.137. No. 67.

³¹ Scott to Lansdowne, July 22, 1903, Kenneth Bourne and D. Cameron Watt, Ian Nish eds., *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part I, Series E Asia 1860-1914*(University Publications of

係からイギリスに日本の韓国進出を抑止して欲しいとの李根沢（後に軍部大臣）による要望を聞くなど、韓国の立場に一定の理解を示しており³²、韓国における日露両国の「勢力均衡」状態が望ましいと考えていたと思われる。

また、イギリス本国でも、7月8日に、林駐英公使とランズダウン外相が話し合い、林公使は竜岩浦事件に見られるロシアの危険性を力説した後、しかし真の危機はソウルでのロシアの陰謀にあるとして、日露交渉における韓国の利益確保に支援を訴えた。だが、ランズダウンは他の根拠を出さねば支援は出来ないと冷淡な反応を示した³³。ランズダウンは、日本の韓国に対する執着は理解したとマクドナルド（Claude M. MacDonald）駐日公使に書き送っているが、林の語る日本の脅威認識には説得されなかったのである。

開戦の時期が近づくと、林駐英公使は、日露戦争になった場合のイギリスの厳正中立と第三国介入阻止努力の要請をしたが³⁴、前述のような姿勢を採っていたイギリスは、最低限の要求が入れられなければ戦争に訴えたとする日本の主張に否定的であった³⁵。

一方、アメリカのアレン（Horace Newton Allen）駐韓アメリカ公使は、植民地を扱うような態度で韓国人に接する日本人に批判の目を投げかけていたように³⁶、韓国に対して深い同情を寄せ、日本の対韓政策を批判していた。だが、苦境にある韓国を本国政府が救おうとしないことに業を煮やしたアレンは、1903年9月に帰国した際に、ルーズベルト大統領（Theodore Roosevelt）と激しい意見のやり取りを行ない、日本の政策に好意を寄せる大統領を激怒させてから

America,1989), vol8. pp. 22-23. (以下、*FOCP*)

³² Jordan to Lansdowne, July 25, 1903, *F. O. China, Microfilm*, vol.16, Reel.138. No. 92.

³³ Lansdowne to MacDonald, July 8, 1903, *FOCP*. vol8. p.14.

³⁴ Lansdowne to MacDonald, January 1, 1904, *FOCP*. vol8. pp.73-74.

³⁵ MacDonald to Lansdowne, January 18, 1904, *FOCP*. vol8. pp.97-98.

³⁶ Jordan to Lansdowne, September 19, 1902, *F. O. China, Microfilm*, vol.15, Reel.129. No. 35.

は³⁷、親韓的な姿勢を以前ほど採らなくなっていた。

さて、次第に日露交渉による和解が困難であるという情勢が明らかになると、日露開戦の危機が高まる中で韓国は中立化・局外中立を志向した。それが、1904年1月21日の韓国による中立声明である。ランズダウン外相は早速この声明を承認するように訓令し³⁸、ジョーダンはイギリスによる中立承認を日本に伝えた³⁹。また韓国にも、日露開戦の際に韓国が中立宣言を行ない、日露どちらに与しないことに対して感謝の意を表明している⁴⁰。

25日に小村外相は、日本が「将来に於ける自由行動を束縛するの危険を冒すべきではないとの方針を固め⁴¹、中立声明への「回答を見合すことに決せり」と事実上黙殺することにした⁴²。この時、小村は韓国に一定の理解を示すイギリスに苛立ちを示している⁴³。

だが、この中立声明も、日露戦争が勃発し日本軍に国土が占領されたことによって結局は保障されなかった。そして、イギリスも同盟国として日本の勝利を願っていたため、中立を侵したことに不快感こそ示したものの⁴⁴、戦争直後に韓国に上陸した日本に対して強硬な姿勢に出ることはあり得ず、韓国のために何らかの行動を採ることはなかったのである。

³⁷ 長田、前掲書、27-31頁。

³⁸ Lansdowne to Jordan, January 22, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.146. No. 86.

³⁹ Jordan to Lansdowne, January 23, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.146. No. 89.

⁴⁰ 1904年1月22日付外部大臣署理李址鎔宛英弁理公使朱邇典公文、高麗大学校亜細亜問題研究所編『旧韓国外交文書』第14巻〔英案2〕（高麗大学校出版部、1968年）、618頁。

⁴¹ 1904年1月25日付林権助宛小村寿太郎電報「日韓密約締結問題及韓国の中立声明に対する我方の措置方針に関する件」、前掲『日本外交文書』第37巻第1冊、316頁。

⁴² 1904年1月28日付林権助宛小村寿太郎電報「韓国の中立声明の公文に対し回答見合の件」（市川正明編『日韓外交史料』第9巻所収、原書房、1980年）、332頁。

⁴³ 1904年1月25日付林権助宛小村寿太郎電報「日韓密約締結問題及韓国の中立声明に対する我方の措置方針に関する件」、前掲『日本外交文書』第37巻第1冊、316頁。

⁴⁴ Jordan to Lansdowne, February 26, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.146. No. 322. ジョーダンの林公使に対する抗議は、ランズダウンも是認していた。Lansdowne to Jordan, February 27, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.146. No. 328.

四 日露戦争勃発と韓国保護国化政策の開始

(1) 日韓議定書の締結と伊藤博文訪韓

2月9日の日露開戦とともに日本軍はソウルを占領し、23日には「大韓帝国の独立及領土保全を確実に保障」する代わりに、日本が「軍略上必要の地点を臨機収用することを得る事」と軍隊の駐留権を獲得した日韓議定書を締結させた。

日韓議定書に対して、29日に林は、「英国代表者は日英同盟の関係」もあって「良好調を保ち」と記しているが⁴⁵、ジョーダン自身は感想を記さず本国外務省に条文を送っただけである⁴⁶。一方、マクドナルド駐日公使は自分の考えを記していた⁴⁷。彼によると、この議定書は日韓同盟に進展するものではなく、韓国の中立を一応認めながらも、実際は韓国における軍事行動をロシアとの戦争によって正当化しており、日本の自由行動に道を開くものだとしている。表立った抗議はしていないが、手放しの賛成ではないことが窺える。

しかし、このようなイギリスの態度を変化させる出来事が起きる。それが、3月17日から27日にかけて行なわれた枢密院議長伊藤博文による韓国訪問であった。伊藤は、日韓議定書が日韓両国で「友好的」に締結されたことを韓国の高宗皇帝に確認させるために派遣されたが、ジョーダンがこの訪韓に並々ならぬ関心を抱いたことが注目される。

彼は伊藤による3度の高宗との謁見を詳細に報告しているが⁴⁸、興味深いのは、

⁴⁵ 1904年2月29日付小村寿太郎宛林権助電報「日韓議定書に対する列国公使の態度報告の件」、前掲『日韓外交史料』第6巻、94-95頁。

⁴⁶ Jordan to Lansdowne, February 23, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.146. No. 300.

⁴⁷ MacDonald to Lansdowne, February 25, 1904, *FOCP*, vol8. pp.156-157.

⁴⁸ Jordan to Lansdowne, March 26, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.148. No. 16.

伊藤が高圧的に日韓議定書の遵守を確認させたことには注意が払われず、韓国の政治家への失望が記されていることである。ジョーダン、日本の優れた政治家である伊藤は、日本を「封建国家から指導的な文明国家に転換させ」て立憲国家としたが、韓国は依然として東洋的専制国家であり、革命的な改革者も存在せず、若い改革者が集まっていた独立協会もすでになくなってしまったと記しているが、このような感想はなぜもたらされたのであろうか。

おそらくジョーダンは、日露戦争の勃発と日韓議定書によって国家が危機に瀕しているのに独立協会のような動きが起きなかった状況に失望したものと思われる。日本は日清戦争後に「内政改革」が失敗した1895年の教訓から学んで日韓議定書を締結したとも記しているが、逆に言えば、韓国は当時のような抵抗によって日本の干渉を抑制することが出来なかったと考えたのかもしれない。つまり、ここに見られる伊藤への高い評価と、韓国評価の低下が前述のような感想をもたらした原因であると推測出来るのである。

そして、ジョーダンは、閔妃縁戚の閔泳煥がイギリス人の財政顧問ブラウン（John McLeavy Brown）に韓国財政を任せて、将来予想される日本の財政掌握を阻止したいと助力を求めてきたのに対して、ブラウンは日本に依頼されれば行なうであろうと冷淡に応じた。また、日本の韓国進出は韓国の利益にもなるとして、積極的な日本支持の考えを述べた⁴⁹。従来、韓国の政治家の声に耳を傾けてきたジョーダンが、この時点で初めて突き放した態度を示したのである。

(2) 韓国荒蕪地開拓案に対する抵抗と第一次日韓協約

日露戦争下での日本による韓国侵略政策に対して、イギリスは明白な反対を採ることはなかったが、日本との摩擦が生じる問題もあった。その代表的な例

⁴⁹ Jordan to Lansdowne, March 31, 1904, *FOCP*. vol8. p.189.

が韓国荒蕪地開拓案に対する韓国内の抵抗と第一次日韓協約をめぐる問題である。

林公使が1904年6月に李夏榮外部大臣に提出した「韓国荒蕪地開拓案」は、元大蔵省官僚長森藤吉郎により考案され、小村外相と林公使の修正を受けたもので、「宮内府有並に官有既に開墾地及民有地にして其所有の事実明白なる土地、田畑、山林、原野等を除く外大韓帝国」の「一切の荒蕪地の開墾、整理、改良、拓殖等一切の経営を長森藤吉郎に委任」して、長森はこの土地に「農作物を植付け若くは有利に利用したる時より開始し満五ヶ年間は何等の上納金を納むる事無く土地の試用」が出来るという露骨な土地収奪計画だった⁵⁰。

イギリスは当初この案に反対をしていなかったが、民衆の反対やそれを宮廷も支持していること⁵¹、日本の弾圧の実態から⁵²、韓国内での抵抗運動の激しさを理解して、この計画の実現は困難だと考えるようになった。そして、10月になって、長森案は廃止ではなく延期だと林公使が韓国政府に説いていると聞いた際、それは数ヶ月前にこの問題で引き起こされた騒動がぶり返すことにしかならないと批判している⁵³。

そして、日英間でもう1つ問題になったのが第一次日韓協約である。第一次日韓協約とは、財政・外交顧問の雇用と外交交渉における事前協議の義務付け

⁵⁰ 前掲『日本外交文書』第37巻第1冊、582-583頁。韓国荒蕪地開拓案に関する研究には、君島和彦「日露戦争下朝鮮における土地収奪計画とその反対闘争」（旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』下巻所収、龍溪書舎、1979年）、尹炳奭「日本人の荒蕪地開拓案要求について—1904年長森名義の委任契約企図を中心に—」（歴史学会編『韓国史論文選集VI近代篇』所収、ソウル、1976年）、山口宗雄「荒蕪地開拓問題をめぐる対韓イメージの形成、流布過程について」（『史学雑誌』第87編第10号、1978年）がある。

⁵¹ Jordan to Lansdowne, July 23, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.149. No. 27.

⁵² Jordan to Lansdowne, July 22, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.149. No. 65.

⁵³ Jordan to Lansdowne, October 4, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.150. No. 13. また、在韓イギリス人の土地が脅かされることへの疑惑が生じていることが窺える史料も存在する。Jordan to Lansdowne, August 30, 1904, *FOCP*. vol8. pp.204-205.

を定めた、8月22日に締結された協約のことである⁵⁴。ここで問題になったのは、以下のような点であった。

締結前に示された協約案には韓国からの外国公館の撤退・従来の外国人顧問の廃止が記されていたが、これにブラウンは含まれるのか否かという問題であった⁵⁵。林公使によると、ブラウンへの介入は意図していないとのことであったが⁵⁶、ジョーダンがここで定められた顧問とは、Controllerなのか Adviserなのかと懸念を示して、林公使に対して「いずれにしてもこの手段でのこの国での改革は難しい」と注文をつけるなど警戒心を隠さなかった⁵⁷。

もともと、この問題は、10月16日に正式に財務顧問に就任した目賀田種太郎が、第一次日韓協約時に林権助駐韓公使がジョーダン駐英公使から財務顧問の地位に関して質問を受けていたことを考慮してか、さっそくジョーダンに会い、彼が日本の韓国支配は「エジプトにおけるイギリスをモデルにしている」ことを聞くと評価を好転させた⁵⁸。そして、ブラウンは目賀田に大きな反対は出来なくなるだろうが、それもやむを得ないであろうと寛大な態度に変化し、目賀田によるさまざまな「改革」を支持するようになるのであった。

五 保護国化の国際的承認と第二次日韓協約の締結

日本は正式に韓国保護国化を決定することになった。それが、4月8日に閣議

⁵⁴ 日本政府推薦の日本人財務顧問1人と外国人外交顧問1人を韓国政府が雇うことを定めていた。

⁵⁵ Lansdowne to Jordan, August 15, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.149. No. 50.

⁵⁶ Jordan to Lansdowne, August 16, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.149. No. 52.

⁵⁷ Jordan to Lansdowne, August 24, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.150. No. 2.

⁵⁸ Jordan to Lansdowne, October 19, 1904, *F. O. China, Microfilm*, vol.17, Reel.150. No. 16.

決定された「韓国保護権確立の件」である⁵⁹。ここでは、韓国との保護条約が目標とされたが、問題となるのは欧米諸国との関係である。なぜなら、保護権の確立は外国の「故障を招かざるの手段を講したる」必要があるからであった。これ以降、諸外国、特に同盟国であるイギリスから、韓国保護国化を承認させる外交活動を活発化させるのはこのためである。

さて、第二次日英同盟交渉は3月から開始されていたが⁶⁰、5月17日のランズダウン・林会談で具体的な提案を提出する段階に入った⁶¹。この交渉でも第一次日英同盟交渉時と同じように、イギリスが求めるインドまでの同盟範囲の拡張と、日本が求める韓国保護国化要求が対立し、交渉は長期化した。結局、日英両国が妥協し、お互いの希望を受け入れることになって同盟は改定されることになるが、イギリス側では、ジョーダンの進言が影響したと考えられる。ジョーダンは、イギリスが韓国において海関税の支配権を得るのは自国の利益にとってきわめて重要だが、ブラウンの辞任はやむを得ないので、目賀田がブラウンの地位にいずれ取って代わるのも仕方がない考えるようになった⁶²。また、それを証明するかのようになり、ジョーダンの承認の下に、日本による韓国の外国人顧問解雇要求が行なわれ⁶³、ブラウンもその地位を追われることが決定した。つまり、ジョーダンは、同盟改訂交渉が進展する中で、日本への韓国支配に向けた地ならしを着実にこなしていたのである。

そして、ジョーダンは7月7日に送ったマクドナルドへの私信の中で、日清戦争後に「独立」した韓国の状況を見ていると、韓国の政治家に統治能力がな

⁵⁹ 「韓国保護権確立の件」全文は、外務省編纂『日本外交年表並主要文書 1840-1945』上巻（日本国際連合協会、1955年）、233-234頁。

⁶⁰ 第二次同盟交渉に関しては、Nish, *The Anglo-Japanese Alliance*, pp.298-344.を参照。

⁶¹ Lansdowne to MacDonald, May 17 1905, *BD IV*, pp.124-125.

⁶² Jordan to Lansdowne, May 8, 1905, *F. O. China, Microfilm*, vol.18, Reel.159. No. 52.

⁶³ 1905年7月12日付朴齊純外部大臣宛日本公使林権助公文（前掲『旧韓国外交文書』第7巻）、657-658頁。

いため、ここ 10 年の韓国は名目上の独立国に過ぎず、このまま独立国として維持されるのは困難であるとの判断を示していた。そして、結局は日本に支配されることが韓国人自身のためにもなるという結論に達し、最終的には日本の支配を認めたのである⁶⁴。マクドナルドはジョーダンの分析を説得的であると感じ、小村が語った「東洋の平和のためにも韓国の保護国化は不可欠」との言葉にも賛成し、韓国保護国化の承認を進言した⁶⁵。

以上のようなジョーダンとマクドナルドの提言によって、ランズダウンも保護国化が韓国自身のためにもなることを根拠にこれに賛成し⁶⁶、19 日の閣議ではバルフォア (Arthur J. Balfour) 首相も日本による説明を受け入れ、日本の要求に同意し⁶⁷、8 月 12 日に第二次日英同盟が締結されることになる。なお、アメリカは 7 日に「桂・タフト協定」で⁶⁸、ロシアも戦争の敗北と 9 月のポーツマス条約により⁶⁹、韓国保護国化を認めたので、ここに韓国保護国化の国際的な承認が「完成」したのである。

さて、第二次日英同盟協約は 9 月 27 日に公布されたが、協約で韓国の保護国化を認めていることもあり、日英両国は韓国側からの抗議を受けた。10 月 10 日に、朴齊純外部大臣は萩原守一駐韓日本代理公使を訪れ、第二次日英同盟「協約は第三者たる韓国に於ては関知するところに非らず」と主張したが、萩原は「何等説明を与へざる方却て事宜を得たるものとし其儘に放任し置けり」とこの訴えを無視した⁷⁰。

⁶⁴ MacDonald to Lansdowne, July 8 1905, *BD IV*, p.146.

⁶⁵ MacDonald to Lansdowne, July 15 1905, *BD IV*, p.148.

⁶⁶ Lansdowne to MacDonald, July 18 1905, *BD IV*, p.149.

⁶⁷ Note by Mr. A. J. Balfour, July 19 1905, *BD IV*, p.151.

⁶⁸ 長田、前掲書、100-102 頁。

⁶⁹ 詳細な研究に、Raymond. Esthus, *Double Eagle and The Rising Sun*, Duke University Press, 1988.がある。

⁷⁰ 1905 年 10 月 11 日付桂太郎宛萩原守一電報「日本の韓国保護の措置に対する韓国人の反対運動に関する件」、前掲『日本外交文書』第 38 巻第 1 冊、524 頁。

さらに、15日には、朴齊純はジョーダンと会見し、国家の平等は、近年はどんな小さい国であれ、全列強の中で支配的な原理になっており、全列強の視点では国家は独立国として持つべき同じ権利と特権を享受しているのに、なぜ我々の国は、この規則から除外されているのか。もし他の国が第三国との間にイギリスに影響を与える協定を締結して、イギリスは同意出来るのかと、第二次日英同盟の不当性を激しく訴えた⁷¹。だが、ジョーダンの対応は極めて冷淡であった。彼は、韓国の訴えを非常に奇妙な要求と見なしており、彼によれば、日韓議定書、第一次日韓協約など韓国自身が結んだ協約によって韓国は現在の状態に陥ったのであって、イギリスには何ら責任はないと本国に報告していた⁷²。

このように、ジョーダンは日本に協力を行ない、時にその対韓政策に批判的な目を向けることもあったが⁷³、結局は保護国化を認めることになる。それをよく表すのが第二次日韓協約を締結するために再び訪韓した伊藤への高い評価である。11月16日に、晚餐会で伊藤と話す機会を持ったジョーダンは、イギリスやアメリカの誤解がないように確認しておく、韓国は独り立ち出来ない、今回の措置は韓国自身の進歩と発展のために行なうのだと伊藤が熱弁を振るったことを好意的に受け止めていた⁷⁴。すでに1日に、訪韓前の伊藤と会談したマクドナルドは、伊藤が韓国の保護国化に意欲を見せていることを否定しなかったことを受けて、韓国が日本のエジプトとなるならば、クローマー卿となり得る候補として、伊藤は最良の人物だと高く評価していたが⁷⁵、ジョーダンも、訪

⁷¹ Corean Minister for Foreign Affairs to Jordan, October 15, 1905. これは、Jordan to Lansdowne, October 17, 1905, *F. O. China, Microfilm*, vol.18, Reel.161. No. 67.に同封されたものである。

⁷² Jordan to Lansdowne, October 17, 1905, *FOCP*. vol8. pp.332-333.

⁷³ Jordan to Lansdowne, September 7, 1905, *F. O. China, Microfilm*, vol.18, Reel.160. No. 27.では、戦争が終わり、平和が戻ったのにもかかわらず、日本による韓国での軍事的な威圧は変化がないと、ランズダウンに報告している。

⁷⁴ Jordan to Lansdowne, November 17, 1905, *FOCP*. vol8. pp.337-338.

⁷⁵ MacDonald to Lansdowne, November 1, 1905, *FOCP*.vol8.pp.342-343. なお、クローマ

韓時の伊藤と接触することで、ますます彼への評価を高め、韓国を去る前には「もし日本が韓国の統監にクロマー卿を見出すならば、両民族の感情も和解に向かうだろう」という言葉を言い残した⁷⁶。

このようなイギリスの支持も受けながら、日本は11月17日の第二次日韓協約によって、ついに韓国の保護国化に「成功」するのである。

六 結論

最後に、本稿での結論を述べたい。

第一に、イギリスの対韓政策の変化についてである。皮肉なことに、韓国への進出を防いで、その独立を維持する援助を行なうつもりであったのは、日本の同盟国であるイギリスだけであった。イギリスは同盟交渉の段階から、日本が執拗に抱く韓国進出への野心を非常に警戒し、協約で「韓国における自由行動」を日本に認めるという文面を何とか避けることが出来た。だが、それだけでは安心出来なかったために、同盟締結後も韓国を助けながら日本の対韓政策を牽制しようと考えたのであろう。

そして、実際にジョーダン駐韓公使は、韓国の独立が維持されることが望ましいと考えており、そのためには、日露間での「勢力均衡」状態が理想であると考え、中立化構想を日本側に打診したり、韓国の政治家の訴えを聞くなどの努力をした。そして、この「勢力均衡」をめぐるでも、日本とイギリスは結局、日露開戦まで意見を異にしたままであった。

だが、このような日英両国のズレは、日露戦争勃発や伊藤訪韓を境に変化が見られるようになった。戦争前は、韓国の立場に同情を示していたジョーダン

一卿 (Lord Cromer) とは、1883年にエジプト駐割総領事として赴任して以来、エジプトにおけるイギリスの支配権を確立して、当時もその地位にあった人物である。

⁷⁶ Jordan to Lansdowne, November 28, 1905, *F. O. China, Microfilm*, vol.18, Reel.161. No. 86.

も、韓国への失望や伊藤訪韓への高い評価もあって、議定書をはじめ日本の対韓政策に理解を見せたのである。

ただし、イギリスには、韓国荒蕪地開拓案や第一次日韓協約が自国の所有する権益と衝突することを懸念して日本を牽制することもあったため、日英同盟は韓国をめぐるには必ずしも「蜜月関係」というわけではなかったのである。これは、第二次日韓協約前にジョーダンが日本に見せた不満まで続くことになる。

第二に、イギリスが伊藤に見せた期待の大きさについてである。イギリスは、統監就任以前から、伊藤の韓国支配における手腕に期待し、イギリスの植民地支配の「成功例」であるエジプトのクローマー卿になぞらえて期待をかけていた。これは、「非近代的な」韓国の問題点が日本を近代化させた伊藤により解決されることへの期待だった。

しかし、イギリスが、日本の韓国支配形態について、武力による強圧的な「公式帝国」的なものではなく、苛烈ではない「非公式帝国」的なものを望んでいたことは、「公式帝国」支配も政策の選択肢として考えていた日本側の構想との間に齟齬を来す可能性をはらんだものであった。実際、伊藤統監のもとで、一時は「非公式帝国」的な「文明化」政策が採られたが、この政策が挫折した後は武断的な支配になり、英米の反発を招いたのである。ここに、朝鮮半島や極東権益をめぐる日本と英米との対立の1つの原点を見ることが出来るであろう。